

市税の納税通知書を送付

通知書が届いたら、内容を確認してください。

納税通知書	送付時期
固定資産税・都市計画税	4月初旬
軽自動車税	5月初旬
市民税・県民税(普通徴収)	6月初旬

市税の納付には 便利で確実な口座振替を

口座振替の申し込みをすると、税金が納期限の日に自動的に引き落とされます。簡単な手続きで納める手間や、納め忘れがなくなります。

手続きは、納期月の1カ月前までに、取扱金融機関で行ってください。

対象税目 固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税(普通徴収)

手続きに必要なもの

- 指定する口座の預貯金通帳
- 通帳に使用している印鑑
- 口座振替を希望する市税の納税通知書

取扱金融機関

百五銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三重銀行、第三銀行、三重信用金庫、中京銀行、津信用金庫、商工組合中央金庫、津安芸農業協同組合、東海労働金庫、三重県信用農業協同組合連合会、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、三重信用漁業協同組合連合会、以上の本店、各支店および各出張所、ゆうちょ銀行

コンビニ納付のご利用を

コンビニから固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税(普通徴収)を納めることもできます。ぜひ、ご利用ください。

ただし、次のような納付書は、コンビニでは利用できません。

- 納期限が過ぎた納付書
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えているもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- バーコードが印刷されていないもの(督促状や催告書)
- 金額を訂正したり、金額を書き加えたりしたもの

納税は忘れずお早めに

税金は納期限内に忘れずに納付しましょう。

納期限内に納付がない場合

- 納期限後20日以内に督促状が発送され、督促手数料80円を合わせて納付することになります。
- 市の「納税催告センター」から電話で納税催告の連絡を受ける場合があります。
- 延滞金が加算される場合があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分がされることとなります。

市税条例の一部が 改正されました ～猶予制度の見直し～

市税条例の一部改正があり、次の理由で市税を納付(納入)することができないときは、申請をすると、1年以内の期間で市税の徴収の猶予が認められる場合があります。

対象となる理由

- 災害または盗難にあったとき
 - 納税者または生計を共にする親族が病気・疾病になったとき
 - 事業が著しい損害を受けたとき など
- また、市税を納付(納入)することにより、生活の維持または事業の継続が困難になる恐れがあり、かつ、一定の要件に該当するときは、納期限から6カ月以内に申請をすると、1年以内の期間で財産の換価の猶予が認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。